

新型コロナウイルス感染症対応支援施策



◆山形県原油価格・物価高騰緊急支援給付金

【概要】

原油価格・物価高騰によって多くの事業者が経費増の影響を受けている中、長引く新型コロナの影響で売上が減少し、厳しい経営環境にある県内事業者に対し、県独自の給付金を給付します。

【対象事業者】

令和4年4月・5月・6月のいずれかの売上が、令和元年～令和3年のいずれかの年の同月と比較して30%以上減少した県内事業者

※ 但し、以下に掲げる事業者は給付対象外となります。

●大企業 ●政治団体 ●性風俗産業 ●系統出荷による収入を主とする個人農林水産業者

●県の「地域公共交通事業者原油高騰等支援金※1」の給付を受けている事業者

●県の「運送事業者原油価格高騰支援給付金※2」の給付を受けている事業者

※1：バス事業者、タクシー・ハイヤー事業者が対象

※2：トラック事業者（一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者）が対象

〈バス、タクシー・ハイヤー、トラック事業者の皆様へ〉

・本給付金と※1及び※2の給付金の併給はできません。

・また、給付金申請後の取り下げ（申請する給付金の変更）は原則としてできません。

【給付額】

法人 10万円 個人事業主 5万円 ※1事業者あたり

【主な要件】

- ① 県内に本社又は本店を置く法人又は個人事業主であること
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施していること
- ③ 給付金の受給後も事業を継続する意思があること

【申請受付期間】

令和4年7月29日(金)～令和4年9月30日(金)（消印有効）

【申請方法】

給付金事務局への郵送 ※封筒に「給付金申請書在中」と朱書き

【送付先】

〒983-8799 仙台東郵便局留め（宮城県仙台市宮城野区苦竹3-5-1 DNP内）

「山形県原油価格・物価高騰緊急支援給付金」事務局宛て

【必要書類】

- ① 給付申請書兼実績報告書
- ② 売上を比較する月（R元年4月・5月・6月、R2年4月・5月・6月又はR3年4月・5月・6月のいずれかの一月）を含む期間の確定申告書の写し（税務署の収受日付印があるもの）
- ③ 売上が②に掲げる月との比較で30%以上減少したR4年の同じ月（R4年4月・5月・6月のいずれかの一月）の売上が分かる書類 ⇒売上が0（ゼロ）の場合も必要です。
- ④ 振込口座が分かる通帳の写し（申請事業者名義のものに限る）⇒表紙を開いて見開き2ページ分（口座名義（カタカナ）と口座番号の両方が分かるページ）

【お問合せ先】

山形県原油価格・物価高騰緊急支援給付金コールセンター

電話番号：0570-001-282

受付時間：午前9時～午後6時まで（土・日・祝日を除く）



〈山形県HP〉

◆山形県ポストコロナに向けた観光施設支援事業費助成金（制度拡充）

【概要】

県内観光施設が観光振興に資するポストコロナに向けた、誘客促進となり得る新たな取組みとして、マイクロツーリズム、ワーケーションやユニバーサルツーリズムに対応する施設改修、新商品開発等の実施に必要な経費に対し、助成金を交付する制度です。インバウンド再開や原油価格高騰及び原材料高騰等への対応として、助成対象経費、助成上限額が拡充されました。

【補助対象者】

次の全ての要件を満たしている方

- ・山形県内において宿泊施設又は観光立寄施設を営む事業者であること
- ・助成金の受給後も事業を継続すること
- ・山形県暴力団排除条例第2条で定める「暴力団等」に該当しないこと



〈事務局HP〉

【助成率・助成上限】

助成対象経費区分	施設区分	
(1)ポストコロナに向けた、誘客促進のための新たな取組に要する経費	「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証施設	助成率3/4・助成上限額 100 万円
	上記以外の観光施設	助成率2/3・助成上限額 88 万 8 千円
(2)専門家等からの助言に要する経費	全ての観光施設	助成率 10 / 10・助成上限額 20 万円

【申請受付期間】

令和4年9月30日(金)必着

【申請方法】

助成金事務局への郵送 ※封筒に「助成金申請書在中」と朱書き

【送付先】

〒990-8799 山形中央郵便局 私書箱 59 号

「山形県ポストコロナに向けた観光施設支援事業費助成金」事務局宛て

【お問合せ先】

山形県観光施設助成金コールセンター

電話番号：023-615-9966 受付時間：9:00～17:00（土日祝日除く）

お知らせ

全ての事業者に影響のある「インボイス制度」導入までのスケジュール

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。

原則として「適格請求書発行事業者（登録事業者）」から交付を受けた「適格請求書（インボイス）」そのものの保存が仕入税額控除の要件となります。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和3年10月1日

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請書の受付開始

インボイス制度の導入

【インボイス制度に関するお問い合わせ先】 ☎0120-205-553（専用ダイヤル）

※当所では10月20日(木)にインボイス制度セミナーを開催いたします。今月号の折込チラシをご覧ください。